

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
55	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	地域森林計画の樹立又は変更に係る農林水産大臣への協議及び同意取得の義務づけの廃止	地域森林計画の樹立又は変更に際しては、森林法第6条第1項による計画の公告・縦覧、同第3項による関係市町村長、県の森林審議会等の意見聴取を経て、同第5項により国へ協議し同意を取得することが義務づけられている。このため、計画の樹立及び変更に係る手続きが多段階になっており、事務が煩雑となっている。	森林法第6条第3項に係る手続き(県の森林審議会等への意見聴取)後の国への協議及び同意取得を廃止し、計画内容の届出とすることにより事務の段階が減じられ、効率化につながる。 なお、現在行っている公告・縦覧期間中等の機会を捉えた国との事前調整は、制度改正後も継続して行い、国における計画内容の確認・調整の機会を担保する。	森林法第6条第5項	農林水産省	岡山県	鳥取県、徳島県	○本県においても、森林法第6条第3項に係る手続き(県の森林審議会等への意見聴取)後の国への協議及び同意取得を廃止し、計画内容の届出とすることになれば、事務の段階が減じられ、効率化につながる。 ○国では、協議・同意までの事務処理期間を2週間以内と定めているが、同意後に市町村が行う市町村森林整備計画の策定・変更等の作業期間がタイトになるなど、支障をきたすケースが見られている。 ○平成26年の地域森林計画樹立時には、2回の事前調整を行って十分な調整が図られているため、森林法第6条第3項に係る手続き(県の森林審議会等への意見聴取)後の国への協議及び同意取得を廃止しても支障はないと思われる。国への協議及び同意取得を廃止し、計画内容の届出とすることにより事務処理の軽減が図れる。
82	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し	長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効果が発現した受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用地区域からの除外に係る起算を「実際上の受益効果が発生させた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。 国営又は国の補助による土地改良事業では、「工事が完了公告における全ての区間の工事が完了の日の翌年度」から8年が経過していない場合は、受益地の農用地区域からの除外が原則として禁止されているが、大規模な国営土地改良事業等は、受益地が広範囲で、区域を画して工事期間が何期にも及ぶため、区域によっては、その区域の工事が終了した時点と、全ての区域の工事が完了公告時点とに大きな時間差が生じる。 このため、その区域の工事が終了し、実際上の受益が発生してから相当の期間が経過していても、受益地の農用地区域からの除外が原則としてできないことから、制度と住民の感覚のずれにより地元の理解が進まず、当該区域の農業情勢・社会情勢の変化等を即座に反映させることが困難な場合がある。	農業情勢・社会情勢の変化等の実態に応じた土地利用が進めやすくなる。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号、同法施行令第9条、農林水産省構造改善局長通知「農業振興地域制度に関するガイドライン」	農林水産省	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	埼玉県、岡山県、徳島県、久留米市	○法手続においては、工種毎に完了公告を行うことから国営事業や大規模な農営事業においては、工種の完了までに相当の年数を要しており、受益地が複数大字に及ぶ場合は、初年度施工から最終年度施工完了までに10年程度を要している状況がある。このため、その区域の工事が終了し、実際上の受益が発生してから相当の期間が経過していても、完了公告の条件が整わないことから受益地の農用地区域からの除外が原則としてできないことから、制度と住民の感覚のずれにより地元の理解が進まず、当該区域の農業情勢・社会情勢の変化等を即座に反映させることが困難となっている。 ○本市においても、受益地が広範囲で長期にわたる国営土地改良事業が行われており、一部の区域では、工事が完了しているものの、全ての区域の工事は未完了であるため、農用地区域からの除外が原則できず、実情に沿った土地利用が困難な事例が生じている。 ○具体的な支障事例のとおりであり、事業実施期間が長期にわたる場合、受益地によっては事業完了公告より何年も前に工事が完了している場合がある。このような場合、実態と異なる期間が除外できないこととなる。 ○現在、実施されている国営事業において一部工事が完了により実際上の受益が発生し始めており、今後、同様の事例が発生する可能性がある。
91	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	森林法第25条1号～3号保安林の解除権限の知事への移譲	【制度改正の経緯】 平成26年度の提案に対して、一級河川を擁さない重要流域においては流域全ての県と国の協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、指定・解除の権限を県に移譲することが閣議決定されたが、重要流域内は従前のとおりとなっている(当県の場合、全てが重要流域内の保安林である)。 【支障事例】 既開設道路において、地方公共団体等が実施する通行の安全確保を目的とした法面保護工事や線形改良工事のような小規模工事について、迅速な工事着手、地域住民の利便性向上につなげるため、保安林の解除権限を知事に移譲すべきである。 現状では、工事着手までに申請書提出以前の打ち合わせ協議を含めて約6ヶ月～8ヶ月の期間を要し、年度内工事完成が厳しい状況となっている。 【制度改正の必要性】 1号～3号保安林については、受益が広範囲となり国土保全機能の根幹部分であることは理解できるが、地域住民の利便性向上も地方創生に必要な不可欠である。	地方公共団体等が公共事業を実施する場合は、必要最小限の工事規模であり、保安林の機能や災害の防止に配慮されたものとなっており、保安林の指定目的に著しい影響はない。 解除権限を知事に移譲することにより、事前打ち合わせ協議等にかかる時間が大幅に短縮され効率化が可能となる。 解除手続きの時間短縮により、地域住民の利便性向上のために迅速な工事着手が可能となる。	森林法第26条	農林水産省	栃木県	鳥取県	○提案県と同様に、既開設道路の小規模な改良工事等の保安林解除において、期間を要する案件がある。 ○道路事業等において、同様に速やかな保安林指定の解除を求める相談を受けている。 ○提案事例と同様に、現状は大臣権限の保安林解除に長期間を要している。
175	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	「農用地区域内農地」に係る除外要件の緩和について	農振法第13条第2項の「土地改良事業完了後8年を経過していること」という要件を撤廃すること 【現状】 農用地区域から除外するためには、 ①その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。 ②農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 ③農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。 ④農業用排水施設や農道など農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。 ⑤土地基盤整備事業完了後8年以上経過しているものであること。 の5つの要件を満たさなければならない。 【支障事例】 農振除外要件のうち「土地改良事業完了後8年を経過していること」という要件が、既存工場が隣接する農用地区域内農地に拡張を行う場合の支障となっており、工場拡張に伴う地域の雇用創出へ機動的な対応ができなかった事例がある。 本県のある自治体において、自動車関連工場が拡張を計画し、地元自治体にとっても地元雇用や経済波及効果を期待していた。しかし、4haが農用地区域にかかっており、土地改良事業等の施行から8年を超えていなかったため、工場拡張を断念せざるを得なかった。	【既存企業の事業拡張による効果】 隣接地が農用地区域であることにより、既存敷地での事業拡張を断念していた企業が、既存敷地を拡張して事業を実施することができるようになり、当該投資及び事業開始による経済波及効果及び新規雇用が期待できる。 【新規立地企業における拡張期待効果】 今後県内に立地する企業が土地を取得する場合において、隣接地取得による拡張可能性を考慮して取得することができるようになり、県内用地の利用価値増大効果が期待できる。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	農林水産省	兵庫県	安曇野市、徳島県、大牟田市	○市内の農用地の多くは、かんがい排水事業の受益地になっている。既存工場を拡張する際、法施行規則第4条の4第2号の計画に馴染まないことが多くあり、農振除外ができない状況である。地域の既存工場を拡張することは、地域コミュニティの維持や振興並びに雇用創出に結びつくため、工場拡張は不可欠である。 ○事業完了後6年を経過した土地の農振除外の規制については、農地でない場合などを除き、その事業の受益が実際にない土地であっても、事業の計画区域内の土地であればその全てに及んでいる。社会経済情勢の変化によって、周辺の農地との集団性が失われた土地や、今後耕作が見込まれない土地であっても、例外となっていない。地域再生法における農振除外要件の緩和についても、地域森林水産業振興施設の整備計画の作成や、協議会の組織が必須であるなどの条件を要するため、農機具、車両の整備工場や家族住宅など個別の開発要望に対応できるようにしていない。むしろ、かんがい排水施設の場合は、個別の開発計画の影響は極めて小さいと考えられることから、その機能を阻害しない場合においては、この8年の要件は緩和されるべきと考える。 ○本県のある市に所在している工場が拡張(約3ha)するにあたり、拡張を想定している用地が土地改良事業によりほ場整備が行われた優良農地であることが判明した。 県及び市としては、当該事業者及び関連事業者の雇用の維持・確保の必要性があるため、事業者の相談に応じ、周辺で適地を探したが見つからなかった。そのため、当該農用地について、農用地区域から除外し農地転用を行おうとした。しかし、拡張部分の農地については、土地改良事業から8年以上が経過しており、農用地区域からの除外要件を全て満たしていたが、農用地にある水路が事業完了後8年を経過していなかったため、農用地と水路を一体的に転用することが困難な状況となった。 ○農用地区域の除外に関しては、優良農地を確保するとともに、周辺地域の営農条件に支障を及ぼさない等の観点から規定されているが、「まちづくり」の観点からの除外規定がないため、地域の実情に即した、計画的なまちづくりの実施(土地区画整理事業の実施等)に支障をきたしている。 ○農業の展開と企業誘致による雇用の場の確保によるバランスのとれた地域振興を図るため、地域に必要な農地総量を確保しながら、企業誘致に必要な工業ゾーンの確保を図っている。本県は可住地面積が少なく、近年、道路交通網の進展により、企業ニーズに合致した工場用地として適した土地は高速道路沿いの農地に限られてくる。そのため、地域に必要な農地総量を確保しながら、農用地を工場用地に転換を図りたいと考えているが、候補地には、農用地除外の要件である「土地改良事業完了後8年経過」していない農地がある。農業の展開と企業誘致による雇用の場の確保による、本県の目指すバランスのとれた地域振興を図るための土地利用が促進される。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
176	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	2ha未満の農用地利用計画の変更における県との同意協議の見直し	地域特性を活かした弾力的なまちづくりに取り組むため、農用地利用計画に係る2ha未満までの計画変更については、県と協議し、同意を求めるとされているのを、県との協議のみとすること	【現状】 農用地利用計画を変更する際には、都道府県知事へ協議し、同意を得なければならない。 【支障事例】 本県の小野市が農地利用計画の変更を行った際、市内部での協議開始から、県との事前協議を経て、公告縦覧を行い、県知事の同意を得るまで、約6ヶ月かかった。そのうち、県との協議(事前協議を含む)に関しては、協議開始から同意まで約2ヶ月間を要している。農地利用計画の変更にあたっては、市職員も県職員と同様に、国が示すガイドラインや法の審査基準に従って審査を行っており、地方自治体が独自で判断する余地がない。そのため同意を廃止し、手続きの期間を短縮することで、スムーズな企業誘致や産業振興、市民サービスの向上につなげることができる。	市による地域実情に即した主体的・計画的な土地利用が可能となり、農業と工業地等のバランスある土地利用が促進される。加えて、事務の効率化、簡素化につながり、好機を逸することなく迅速な調整・対応が可能となる。	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条第4項	農林水産省	兵庫県、小野市	柏市、新居浜市 ○ 全国的に厳しい状況にある農業にあって、それぞれの各地域ごとの地域特性を活かした農業振興を図り、産業としての農業の活性化を推進するため、地域性を考慮した農業上の土地利用を推進することが必要と考える。特に、本市における都市型農業を推進するには、画一的な農用地利用では、農業のビジネスチャンスを逃すこともあるため、農業者の所得向上、新たな農業ビジネスの創出、農業後継者増加を目指すには、農用地の都市農業的な活用が必要と考える。 ○ 平成26年度における「農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場」において、本市として下記のように提案を行っている。 『農地が失われることとなるため、除外するには慎重に対応する必要がある。よって申請してから除外までに長期間を要することはやむを得ない。しかしながら、農家住宅や分家住宅等のような明らかにやむを得ない案件についても都道府県知事の同意が必要なか否かは疑問である。』 ※但し、大規模開発等に係る除外については慎重に対応するべきであるため、現状と同様に都道府県知事の同意は必要と考える。 ○ 農業振興地域整備計画の変更に係る県知事の同意を得るための事前協議に時間を要し、通常想定される期間よりも長い期間を要することがある。 これは、県の同意が必要としながらも、実質的には許可のような取り扱いとなっていることが理由であると考えられる。この点、農振法第5条の2により、国が定める「農用地等の確保等に関する基本方針」中第1「(2)農業振興地域制度の適切な運用」において、「市町村の定める農業振興地域整備計画に関する事務」は自治事務とされていることから、市町村の意思が尊重されるように改められるべきものと考える。 ○ 農用地利用計画の前の農地地域指定は、県の指定によるため、同意権限は致し方ないと考えるが、縦覧期間については、短縮などができないか考える。いずれにしても、農振法と農地法、また、他法令(土地改良法等)との整合性などみられない点もあるため、全般的に見直しが必要ではないかと考える。
189	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農家レストランを農用地区域内に設置する際の要件緩和	主として同一市町村内で生産されている農畜産物又はそれを原料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和すること	【現状】 農家レストランは、農業振興地域の整備に関する法律上の農業施設として認められていない。そのため、農振農用地区域内への設置ができず、都市と農村の交流や、地元産野菜の提供による、農村地域の活性化や地産地消の推進を行う上で支障となっている。 【支障事例】 本県のある市では、地方創生の一貫として、外国人観光客等に豊かな自然を楽しむと同時に地域で取れた優れた農畜産物を提供し、さらなる誘客の促進や販路拡大、地域活性化を図ろうと農家レストランの設置を検討していた。しかし、農家レストランは農業用施設に該当しないとして農振農用地区域内への建設が認められなかった。 なお、農用地区域内での農家レストランの設置については、国家戦略特区で措置されており、その進捗状況等を踏まえ総合的に判断することとしているが、外国人観光客が日本に多く訪れており、今後東京オリンピック等でさらなるインバウンド消費が見込まれるなか、早急に検討していただきたい。	農業者が当該施設を農用地区域内に設置することが可能となることにより、農業者等の販路拡大、所得向上及び農業の6次産業化が推進される。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4項、地域資源を活用した農業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産業の利用促進に関する法律第5条第8項	農林水産省	兵庫県、三田市、滋賀県、大阪府、鳥取県、京都府、新居浜市、五島市、宮崎県	木更津市、柏市、袖ヶ浦市、藤沢市、新潟県、浜松市、三田市、鳥取県、徳島県、京都府、新居浜市、五島市、宮崎県 ○ 本市の地域性(消費地近郊)を活かした農業振興を図るため、農業の6次産業化、特に農家レストラン事業を検討している農業者は多いが、農業振興地域の整備に関する法律上の農業施設として認められていないため、事業の停滞と見直しを余儀なくされている。 多様化する消費者ニーズに迅速かつ効果的に対応し、都市と農村の交流、地産地消を促進するためにも、地域の実情を考慮したうえで、農振農用地区域内への設置も必要と考える。 ○ 国家戦略特区により、平成28年度から順次、農用地区域内に農家レストランを開設。乗客は計画どおり順調で、販路拡大及び所得向上への効果が期待できる。 ○ 農家レストランの要望は、耕作地や体験農園、加工施設等と一体的に利用したいものが多いが、相接地が農用地区域内に位置していることは多々ある。6次化、農業者の所得向上のため農業用施設とするよう、要件を緩和されるべきと考える。 ○ 本県としても農業農村振興長期計画に「儲かる農業」の実現を柱に掲げ、新たな販路開拓への取組として、多様なニーズの掘り起こしを進めることとしている。その一に主として同一市町村内で生産されている農畜産物又はそれを原料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランも考慮されるものであり、また、6次化への取組を図る上でも、農業用施設に位置付けることは有効な手段と考える。 ○ 県内で農家レストランを拡充する取組では、農家レストランの付帯施設(駐車場)を認定された地域再生計画に基づいて整備したため、特例の対象となった。農家レストラン(付帯施設を含む)については、地域再生法や国家戦略特別区域法の活用が可能となっているが、地域再生計画や区域計画では対象が広い範囲に及ぶことから計画策定が困難又は時間を要することにより、設置希望者の意向にそった実施が出来ないことも想定されるため、農家レストラン(付帯施設を含む)を農業用施設として認めていただきたい。 ○ 本市内において、遊休地を活用して有機農業を実践している農業生産法人が、有機農業を基軸として、有機農産物の生産・加工・販売や地産地消の推進にも資する農家レストランの展開等の6次産業化の推進により、「食」と「農業」をテーマとする体験・循環型テーマパーク事業を計画している。しかしながら、農家レストランの設置を計画している区域が農振農用地であり、周辺区域を含み農業的土地利用を図る上でも現時点では農振農用地に向けた厳しい制約がある。現在、農家レストランの設置は、国際戦略特区に認定された地区のみ認められているが、全国的に農村部の活性化の方策として期待される農家レストランについて、「求められる措置の具体的な内容」に記載のとおり、主として同一市町村内で生産されている農畜産物又はそれを原料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和頂きたい。 ○ 農業分野に新規参入した企業が、地元生産組合との連携による大豆加工・販売事業を計画しており、将来的に農家レストランの構想も持っているものの、農用地区域から除外できない場合は設置を断念せざるを得ない状況にある。 ○ 農用地区域内に農家レストランを設置する場合に、現在は除外の手続きから行わなければならないが、必ずしも希望する地区や場所に設置できるとは限らない。 ○ 現在国家戦略特区で農振法上の特例措置が認められていても、都市計画法上農家レストランについては農業用施設と認められていないため、都市計画法に基づく開発許可手続きに相当な時間を必要とし、速やかに事業を進められない状況となっている。今後このようなことがないよう農家レストランに限らず農振法上の農業用施設として農用地区域内に設置できる施設を追加する場合は国土交通省と連携して都市計画法上も農業用の施設と認めるよう調整を図ること。 ○ 農家の方々から、自己所有農地での農家レストランの開設について相談を受けるが、農振農用地区域での開設は、事実上困難であることを伝えている。国家戦略特区において、農家レストランを農業施設として位置付け、農用地区域内に設置できるような要件を緩和されているが、特区認定に要する期間と農家の方々が考える開設までの時間軸とにズレが生じている。また、農家レストランは農業の6次産業化に寄与する農業振興上の施設であると考え、農振法上の農業施設要件の緩和を検討していただきたい。 ○ まち・ひと・しごと創生法に基づく本市総合戦略の農業分野においては、地域資源を活かした農業ビジネスを強化し収益性の高い農業経営を展開していくことを基本的方向とし、具体的な施策として農家レストランの整備を掲げているが、農家レストランが農業施設として認められていないため、農振農用地区域内での開設が困難となり、本市の総合戦略を推進していくうえでの支障となっている。
239	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	現在、指定・解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。』こととされており、1~3号の保安林に関しても、重要流域の指定を外し、都道府県に移譲することが可能となっている。そもそも、従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安林の指定等について、地方公共団体への移譲も可能である。 昨年度の提案募集において、「大臣権限の保安林の国での解除審査では、審査の参考とするため、指定・解除の対象となる森林の状況の調査を都道府県に委託する予算措置を講じているが、解除審査のうち、9割を超える案件で調査内容について補正を要し」、されているが、これは、権限と責任が地方公共団体にないことも原因として考えられ、権限を移譲して地方公共団体に責任を持たせ、経験を積ませることにより、逆に地方公共団体が適切に流域保全を担っていくこととなる。 なお、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令等で重要流域に係る保安林の指定・解除等の「基準」を示すことにより担保され、現在の大員権限と知事権限の指定・解除等の基準に差違はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。	現在、「保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。』こととされており、1~3号の保安林に関しても、重要流域の指定を外し、都道府県に移譲することが可能となっている。そもそも、従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安林の指定等について、地方公共団体への移譲も可能である。 昨年度の提案募集において、「大臣権限の保安林の国での解除審査では、審査の参考とするため、指定・解除の対象となる森林の状況の調査を都道府県に委託する予算措置を講じているが、解除審査のうち、9割を超える案件で調査内容について補正を要し」、されているが、これは、権限と責任が地方公共団体にないことも原因として考えられ、権限を移譲して地方公共団体に責任を持たせ、経験を積ませることにより、逆に地方公共団体が適切に流域保全を担っていくこととなる。 なお、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令等で重要流域に係る保安林の指定・解除等の「基準」を示すことにより担保され、現在の大員権限と知事権限の指定・解除等の基準に差違はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。	森林法第25条、第26条	農林水産省	関西広域連合(共同提案) 徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県	○ 本県においては、重要流域のうち「物部川から県境まで」における指定・解除権限が協議を経て移譲される見込みだが、残る「吉野川」、「那賀川」の重要流域内に県民有林面積の8割以上が存し、保安林指定・解除の大半が国の権限となっている。いずれも迅速な対応が求められ、特に「公益上の理由」が中心となる解除については、手続きの遅れにより公共工事の発注等への影響も懸念され、より適切な処理が必要である。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
295	B	地方に対する 規制緩和	農業・農地	農用地区域内における農家レストラン設置を可能にすること	現在、国家戦略特区の下でのみ農用地区域内に農家レストランを設置できるが、当該措置を全国展開する。	【支障事例】 現在、「農家レストラン」は「国家戦略特区」において指定された場合を除き、農用地区域内に設置することができないため、農用地区域から除外できない場合は設置を断念せざるを得ない状況にある。	【制度改正の必要性】 6次産業化の推進が期待できるとともに、地域住民の雇用促進、レストランへの集客による地域活性化につながる可能性がある。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条	農林水産省	九州地方知事会	新潟県、浜松市、鳥取県、鳥取市、新居浜市、五島市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家戦略特区により、平成28年度から順次、農用地区域内に農家レストランを開設。集客は計画どおり順調で、販路拡大及び所得向上への効果が期待できる。 ○ 県内で農家レストランを拡充する取組では、農家レストラン(付帯施設(駐車場)を認定された地域再生計画に基づいて整備したため、特例の対象となった。農家レストラン(付帯施設を含む)については、地域再生法や国家戦略特別区域法の活用が可能となっているが、地域再生計画や区域計画では対象が広い範囲に及ぶことから計画策定が困難又は時間を要することにより、設置希望者の意向にそった実施が出来ないことも想定されるため、農家レストラン(付帯施設を含む)を農業用施設として認めていただきたい。 ○ 農業分野に新規参入した企業が、地元生産組合との連携による大豆加工・販売事業を計画しており、将来的に農家レストランの構想も持っているものの、農用地区域から除外できない場合は設置を断念せざるを得ない状況にある。 ○ 農用地区域内に農家レストランを設置する場合に、現在は除外の手続きから行わなければならないが、必ずしも希望する地区や場所に設置できるとは限らない。